



神奈川県

KANAGAWA

イラストコラボ

県庁 × 県立神奈川工業高等学校

神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部改正により

# 申請前の周辺住民等への説明会の開催が義務付けられます!!

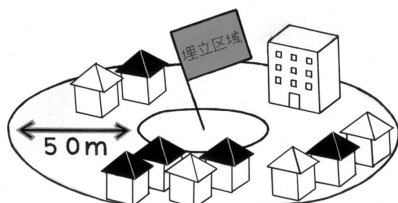
神奈川県からのお知らせ

平成24年10月1日から施行

## 説明会を活用し、周辺住民等との相互理解を図り、適切な土砂埋立行為を計画しましょう!!

### 何が必要？申請前に必ずやるべきこと!!

その1



50m以内の周辺住民等へ埋立の周知・説明をしましょう!

その2



開催の周知は、案内の送付や配布、掲示等により行いましょう!

その3



工期など必要事項の説明をしっかりと行いましょう!

その4



説明会の結果を踏まえた埋立計画の立案をしましょう!

問い合わせ先：神奈川県土砂整備局総務部建設リサイクル課：045-210-6123・6124

横須賀土木事務所	：046-853-8800	厚木土木事務所津久井治水センター	：042-784-1111
平塚土木事務所	：0463-22-2711	県西土木事務所	：0465-83-5111
藤沢土木事務所	：0466-26-2111	県西土木事務所小田原土木センター	：0465-34-4141
厚木土木事務所	：046-223-1711	横浜川崎治水事務所	：045-411-2500
厚木土木事務所東部センター	：0467-79-2800	横浜川崎治水事務所川崎治水センター	：044-932-7211

このチラシのイラストは、県立神奈川工業高等学校デザイン科の生徒の皆さんの御協力を得て作成しました。

# 事前説明会の実施・計画立案のために申請者が『必ずやるべきこと』のチェックポイント!!

- 説明会は、土砂埋立区域から50m以内の周辺住民等に行いましょう!!
- 説明会の開催日時や場所は、周辺住民等の参集の便を十分考慮しましょう!!
- 開催の周知は、案内の送付や配布、掲示等適切な方法で行いましょう!!
- 次のことは、必ず説明をしましょう!!

- |                          |             |
|--------------------------|-------------|
| ① 埋立てを行う者の氏名又は名称及び住所等    | ② 盛土の高さ     |
| ③ 土砂埋立区域の位置及び面積          | ④ 排水施設等施設計画 |
| ⑤ 盛土の面積                  | ⑥ 完了時の土地の形状 |
| ⑦ 土砂埋立行為の目的              | ⑧ 災害発生防止方法  |
| ⑨ 最大堆積時の土砂数量・工事期間        | ⑩ 元請負人の氏名等  |
| ⑪ 工事日程・現場責任者の氏名等工事に関する事項 | 等           |

※ その他周辺住民等が気になる事項についても十分に説明・意見交換等を行きましょう!!

- 周辺住民等の意見を活かし、適切な計画の立案をしましょう!!
- 開催結果は、報告書にまとめ、申請書に添付しましょう!!

神奈川県土砂の適正処理に関する条例（抜粋）

（説明会の開催等）

第8条の2 次条第1項の許可を受けようとする者は、当該許可の申請をする日の前日までに、当該土砂埋立区域の周辺の土地若しくは建物の所有者又は住民で規則で定めるもの（以下「周辺の住民等」という。）に対して、当該申請に係る同条第2項第1号から第11号まで（第8号を除く。）に掲げる事項その他規則で定める事項（以下「周知事項」という。）を周知させるための説明会を開催しなければならない。

2 次条第1項の許可を受けようとする者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項の説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、次条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める方法により、当該許可を申請する日の前日までに、周知事項を周辺の住民等に周知させなければならない。

（略）

（変更の許可等）

第11条 第9条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第2号から第13号まで（第12号を除く。）に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める変更をしようとするときは、この限りでない。

（略）

6 第1項の許可を受けようとする者は、当該許可の申請をする日の前日までに、周辺の住民等に対して、説明会の開催その他の規則で定める方法により、当該申請に係る第2項第1号及び第2号に掲げる事項その他規則で定める事項を周知させなければならない。